



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報紙です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

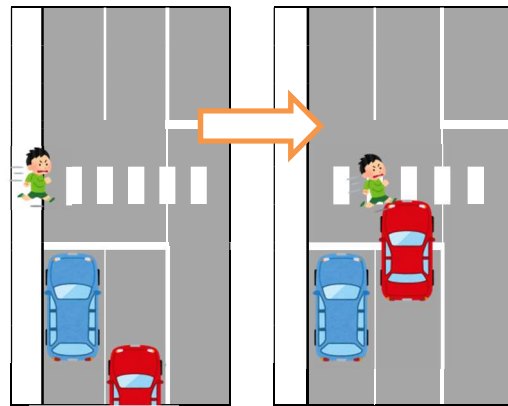
事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「横断歩道」

【事故概要】

片側二車線道路の左側車線を走行中、横断歩道を渡ろうとする子どもがいたので横断歩道手前で停止した。その後、子どもは横断歩道を渡り始めたが、右側車線を走行してきた車が子どもに気付かず衝突したもの。

ドライバー語録

「右側車線をまっすぐ走ってたんですよ。」
「左側車線を走っていた車が減速して止まったと思ったら、急に子どもが飛び出してきたんです。」
「止まった車の陰になって、横断歩道を渡り始めた子どもは見えませんでした…。」



横断歩道に歩行者がいるときは「一時停止」

道路交通法では、

「横断歩道に接近するときは、横断歩道の直前(停止線の直前)で停止できるような速度で進行」

「横断歩道を横断し、又は横断歩道を横断しようとする人がいたら、横断歩道の前で一時停止」

「横断歩道の前で停止している車両の側方を通過して前方に出ようとするときは、前方に出る前に一時停止」

しなければならないと規定されていますが、運転歴が長くなるにつれて「どうせ横断する人はいないだろう」、「この人は渡らないだろう」等と勝手に思いがちになります。

歩行者妨害は、交通違反です。例えば、普通車を運転中に「横断歩行者妨害」の違反をした場合、違反点数は2点、反則金は9千円となります。(法定刑は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金となります。)



横断歩道手前の「◇」(ダイヤのマーク)の意味は？

横断歩道手前の道路上には、この先に横断歩道があることを知らせる「◇」(ダイヤのマーク)があります。

この「◇」を見つけたら、横断歩道に接近しているサインです。まずはスピードを落とし、横断歩道付近の歩行者の有無を十分確認しましょう。

また横断歩道手前に車が止まっている場合には、「車の陰に横断者がいるかもしれない」と考えて、さらに気を引き締めて運転しましょう。

「冬道の安全運転1・2・3運動」 12月1日から2月29日まで

安全な速度 **1割**のスピードダウン
 車間距離の保持 **2倍**の車間距離
 早めの出発 **3分**早めの出発

タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」に注意しましょう。

第30回セーフティ123キャンペーン実施結果

・参加チーム数	7,184チーム	【前回 7,323チーム】
・参加人員	21,552人	【前回 21,969人】
・無事故無違反達成数	6,802チーム	【前回 6,930チーム】
・無事故無違反達成率	94.7%	【前回 94.6%】
・無事故無違反達成者	21,162人	【前回 21,563人】
・無事故無違反達成率(個人)	98.2%	【前回 98.2%】

【抽選賞品内容】

・1等	QUOカード	30,000円分（1人当たり 10,000円分）	3本
・2等	QUOカード	9,000円分（1人当たり 3,000円分）	50本
・3等	セブン&アイ商品券	1,500円分（1人当たり 500円分）	2,100本
・協賛団体賞	ノンアルコール飲料（キリングリーンスフリー 24缶入り1ケース）		7本
	抽選本数合計		2,160本

※ 無事故無違反達成チームへの賞品の抽選は、令和6年1月下旬に実施しました。抽選結果は、県ホームページに掲載しています。

《URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/soukou/30safety.html>》

当選賞品は2月中に発送予定です。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。※令和5年4月から窓口の一部変更があります。

交通事故相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）	
窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日（要予約）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 県庁交通事故相談室とのリモート相談のみ(要予約)
北部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0220-22-6111 内線294	
東部地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター （※リモート相談のみ、要予約）	0226-24-3186	